

大田区諮問第 121 号答申

1 審査会の結論

大田区教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 12 月 19 日付け 6 教教発第〇〇号によって行った公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求対象情報

令和 2 年 10 月 16 日開催の大田区立〇〇中学校改築計画協議会の議事録録音（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

- (1) 令和 7 年 11 月 25 日、諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (2) 令和 8 年 1 月 7 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (3) 令和 8 年 3 月 9 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (4) 令和 8 年 4 月 6 日、審査した。
- (5) 令和 8 年 5 月 11 日、審査した。
- (6) 令和 8 年 6 月 15 日、審査した。
- (7) 令和 8 年 7 月 27 日、審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 6 年 12 月 9 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同年 12 月 19 日、実施機関は、「請求された公文書は実施機関では作成及び取得していない、もしくは保存年限を経過し廃棄しているため、存在しません。」という理由により、本件処分を行い、同月 23 日、公文書不存在通知書を審査請求人に送付した。

令和 7 年 1 月 14 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

5 審査請求人の主張

- (1) 議事録には、司会から「録音する」旨の記載があり、録音は存在するはずである。
- (2) 議事録の内容からも、録音を元に作成したと推定されるので、録音は

存在するはずである。

(3) 保存年限についての説明がなく、廃棄したとの言は受け容れられない。

6 実施機関の弁明の要旨

〇〇中学校の改築計画協議会（以下「協議会」という。）では、改築計画支援業務を業者に委託しており、受託業者が議事録を作成し教育委員会に納品していた。実施機関へ納品されたのは、完成した議事録のみである。委託契約約款においては、受託業務に係り収集及び作成された個人情報及び機密情報は、契約終了後廃棄することを定めており、今回の録音データも受託業者において存在していないことが確認された。

7 審査会の判断

実施機関が、協議会で議事録を作成する業務を外部業者に委託していたこと、その作成業務のために外部業者が IC レコーダーによる録音を実施し、それに基づいて議事録を作成して実施機関に納品したが、録音データは納品物一覧には該当していないこと、委託契約約款では、受託した外部業者は、納品作業の完了後には収集及び作成した個人情報及び機密情報を廃棄することが定められており、受託業者からは審査請求後に当該録音データの不存在が確認されていること、仮に、実施機関が当該録音データの共有を受けていたとしても、既に保存年限を経過し、廃棄していると考えられることから、請求対象情報が存在しない旨の実施機関の本件処分は、相当である。

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 上 松 信 雄

委員 浦 岡 由美子